



| | |
|------------------|---|
| Title | 新規就農者の就職プロセスに関する一考察：小平町における新規就農支援システムを事例として |
| Author(s) | プルジャップ; Purujiap; 黒河, 功 他 |
| Citation | 北海道大学農経論叢, 59, 45-57 |
| Issue Date | 2003-03 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/11236 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 59_p45-57.pdf |



新規参入者の就農プロセスに関する一考察

—小平町における新規就農支援システムを事例として—

フルジャップ・黒河 功

The Process of Creating New Farmers : A Case Study of the New Farmer Support System of Obira Town

Purujiap and Isao KUROKAWA

Summary

This report studies the farmer training program implemented by the town of Obira in Hokkaido, which is intended to promote agriculture in the town by training people to become farmers and getting them to shoulder the burden of carrying on local agriculture in the future. We studied the trainees' practice records in order to critique the process from the initial training to the actual start of farming. We hoped to identify any problems in the training program.

The actions taken by the town of Obira to invite and accept prospective farmers were well in advance of those in other areas. Also, the training program was well planned and is well managed. However, the case study found that this well-prepared program does not necessarily guarantee that the prospective farmers will settle in as local farmers. In addition, farmland and housing should be prepared beforehand. In some cases trainees could not concentrate on the training because of this problem. There is a room for further improvements in the arrangement of 'hardware' portion of the plan.

Although the actions by the town of Obira to invite and accept new farmers should be applauded, one must consider if this two-year program is enough for prospective farmers to become truly independent farmers. If they need a longer period to acquire farm management skills, various 'ladders' are need if they are to become successful.

1. はじめに

北海道農政部の新規就農者実態調査によると、新規就農卒業者やUターン青年など農家子弟の新規就農者に比べて、その絶対数においては未だ少ないが、北海道における農業への新規参入者は、昭和45年から平成元年までに278名、さらに平成2年から5年の間には126名、その後も毎年30名前後、平成10年以降は毎年50名以上の参入者がみられるようになってきている。

とくに中山間農業地域は、相変わらず人口減少率・高齢者率・耕作放棄地割合が高く、とりわけ

農業後継者の不足がそれらを助長させるもっとも大きな要素であり、ウィークポイントであった。このような中山間地域における後継者確保のあり方は、従来から、農家長男の後継や次参男のUターンなどに重点を置いてきたが、このような形の後継者確保策は効を奏したとはいえない。

昨今、このような状況を打開するために、農家子弟のみを焦点においた後継者確保策から、積極的に非農家出身者に注目する傾向がみられるようになってきている。すなわち前述の統計にみられるように、新規参入者として多様な出身者が平地農村という条件有利地域から中山間地域という条

件不利地域までも波及しつつあるからである。これまでの新規参入者は、参入初期においては草地型酪農や大規模畑作経営を目指すものが大半を占めていたが、最近の傾向は、最初から大規模な土地利用型農業を志すのではなく、手持ち資金や家族労働力などの点からなるべく無理の生じない範囲において自家の形態を設定する傾向がみられるようになっており、とくに平場で土地確保に要する資金を抑える意味で、中山間地域を取って選択しているように思われる。

このように、最近の新規参入者の多くは、農業という職業の特質を理解し、一つの産業として認識したうえで就農したと考えられるが、しかしそれをもって直ちに一人前の農業経営者に（変身）成長したことを意味するものではない。そのためには、新規就農者はまず農作業遂行・管理の実践を始めとして、生産資材の調達、農作物の販売、資金の調達・運用、資産の運用・維持管理など、農業経営における一連の技法を身につけなければならないが、このような技法を取得するためには少なくとも数年以上かかるとみられている。

一方、農村地域にとっては、新規参入者の存在は農業後継者として尊重すべき貴重な人材といえるが、地域が提供する農地および資金の保全という観点からは、それら新規参入者が農業実践者・農業経営者として育成していく必要性があり、このような背景の下、新規参入就農者を対象とした農業研修を、農地や資金提供の便宜と同様の位置付けをもたせて、研修プログラムを策定するなど積極的に就農への支援策として実施する市町村および地元JAが現れてきている。

本稿は、このような研修プログラムを策定し、積極的に新規参入者を地元の農業後継者として育成することによって農村振興を図ろうとしている留萌支庁管内小平町の事例を対象とし、そこにおける研修者の実践記録をもとに、そのような農業研修過程を経て就農するまでのプロセスの実態と研修プログラムにおける課題を明らかにすることを目的としている。

2. 新規就農予定者に対する地域対応

1) 地域の新規就農予定者対応

小平町ではこれまでに海外からの農業研修生の

受け入れ経験があり、農協と農業後継者協議会（註1）が対応してきたが、農家認定を受けた非農家出身の新規就農者はもちろんのこと、新規就農を志願する国内の農業研修生はいなかったが、平成12年に初めて、当地域で就農を希望する数カップルの「新規就農志願者」が現れた。これを契機に町内関係機関は新規就農志願者に対する対応方策の樹立を迫られることとなった。この潜在的要請に対応すべく、農家認定を受けた新規就農支援、新規就農のための農作業研修支援、農業技術習得のための国内外農業研修生支援等を一括して対応していく地域ぐるみの組織形成が必須となったのである。

このような状況の中で設立されたのが図1に示した支援システムである。このシステムは町役場・農協・農委・普及センター等の公的機関に加え、地区営農集団・地区生産利用組合・作物別生産部会等の農民組織によって構成され、その長は「農業団体長会議」（註2）を組織し、システムの中核に新規就農者（新規就農のための研修プロセスを終え、地域の農家として認定を受けたもの）・新規就農予定者（研修期間中のもの）・海外農業研修生をそれぞれ別個に支援対象者として位置づけた。

このような地域支援システムにおける各構成機関はそれぞれがもつ固有の職能をもって支援対象者を支援するのは言うまでもないが、新たに「新規就農者対応委員会」及び「農作業指導グループ」が設置され、支援システムは小平町全地域あげての総合的な支援システムとなった。

農協組合長は、全面的な営農支援や指導体制の調整を行い、町長をはじめとする行政側は、支援対象者の受け入れ体制や財源手当ての確保と国の事業と関連する補助政策の指導調整に当たり、農業改良普及センター長は、政策的支援や総合的な営農技術指導を担うとともに、所属専門職員をして「新規就農者対応委員会」及び「農作業指導グループ」に参加させて責任を持たせた。

「新規就農者対応委員会」は、農協営農振興部専門委員会の派遣委員と農業委員会の派遣委員および農業委員会事務局担当係長で構成される。この組織は新規就農者の居住地と就農研修先の選別、研修期間中の営農計画の査定、新規就農者として

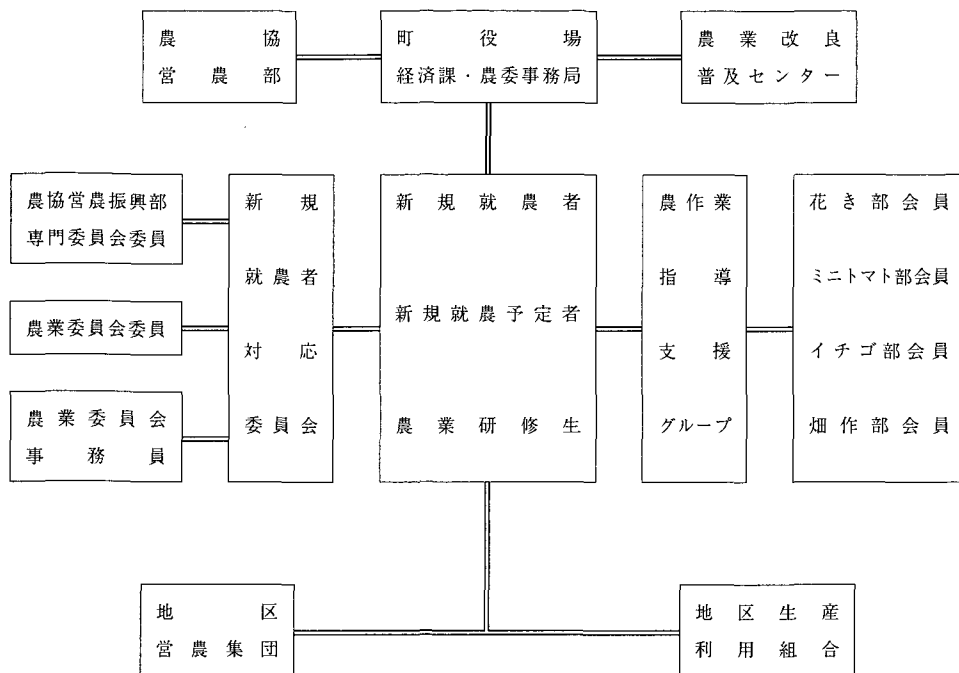


図1 地域の新規就農予定者支援および対応システム

資料：実態調査資料より作成。

の「農家認定」、将来に向けた就農地区の選別をすることである。

「農作業指導支援グループ」は各生産部会の派遣部会員から組織される。この組織は主として新規就農者の将来の営農形態を把握し、それに即して指導を実施するアドバイザーを任命し派遣することである。アドバイザーは新規就農予定者を含めた農作業技術研修生に対して定期的な巡回指導を行なうが、要請があった場合も出向いて指導を行なう場合もある。アドバイザー達の指導内容は得意とする作物を対象に、土づくりから農作業の管理、そして作物の収穫・出荷や畑の越冬管理までも行う。

新規就農予定者が農業研修を終え、「農家認定」を受け特定の地区に就農定住した場合、当該の地区営農集団や生産利用組合が「認定農家：新規就農者」の受け皿として対応することになる。地区営農集団長は転作配分や政策情勢に関連する指導支援を行い、生産利用組合長は畑の管理改良に関連する指導を行なうものである。

このように小平町における新規就農者に対する地域あげての手厚い支援体制が整備されたのであ

る。

2) 新規就農予定者の就農プロセス

新規就農者を受け入れのプロセスの第一は行政サイドの手続きであり、第二は具体的な農業研修である。

行政サイドの手続きについては、小平町では新規就農者を受け入れるための規則として、平成11年度に「小平町新規就農者招致特別措置要綱」を制定している。

この要綱に基づく就農プロセス：手続きは以下の通りである。

- ① 応募資格：新規就農志願者は22歳以上40歳未満のもので、2ha以上の営農計画を有するものである。
- ② 新規就農予定者登録承認申請：新規就農志願者は自立して農業経営をするまでの間、農業経営技術実習をしなければならぬため、要綱の規定に従って新規就農予定者承認登録申請をしなければならない。この申請は地域の「農業団体長会議」の審査を受け、承認さ

れ次第、前述の「新規就農者対応委員会」の監督のもとで農業経営技術実習を行なうことになる。

- ③ 新規就農者認定申請：新規就農志願者は一定期間の農業経営技術実習を経て、農業経営を始めようとする場合、再び要綱の規定に従って新規就農者認定申請を提出する。
- ④ 「新規就農予定者研修」：認定申請は地域の農業団体長会議の審査認定を得て、初めて独立して農業経営を始めることになるが、「新規就農予定者」という就農研修期間を経なければならない。
- ⑤ 「新規就農者」：「新規就農予定者研修」を終えた段階で文字通り農業経営者として活動することとなる。

以下、「新規就農予定者」として平成12年3月から新規就農研修を開始しているN氏夫妻（32歳）を事例に、就農プロセスの実態を具体的にみたい。N氏（上磯町出身）と奥さん（兵庫県出身）は、再就職に際して、やりがいを感じずの仕事であること、家族一緒にできる仕事であることなどを前提に、人間にとって大切な「食」に関係する農業を選択した。また小平町を選択した理由は、冬期は厳しい気候であるが夏期は温暖であり、イメージしてきた野菜農業を展開できるにふさわしい自然条件であることと、受け入れ農家の下で実地研修ができる小平町の農業研修制度に強い期待が寄せられたからである。現在、夫婦二人で新規就農研修を実施中であるが、その就農研修の経緯を示したものが表1である。

小平町の新規就農研修者の研修期間は原則として2年、そして2年目の秋から3年目の冬にかけて新規就農者認定を受け、3年目の春から独立経営を開始することとなっている。研修内容は初年度農家庭先での見習い研修を実施し、次年度は小平町営試験圃場での自立研修である。N氏夫妻（以下、N氏とする）の研修年表からわかることは初年度である平成12年度の農家見習い研修を終え、平成13年度に小平町営試験圃場での自立研修を済ませているが、より確実に実力を身につけるため、さらに平成14年度も同試験圃場で独立研修を続けて実施することにした。したがって最終

的な独立就農認定を受けての営農開始は平成15年度に予定されている。

元々、N氏は平成14年の春から独立営農を希望しているが、一つには選定された就農地区での離農跡地を取得しえたものの、①前の農地所有者が農地内に今なお居住していること、②当該農地は長年不耕作であったため土地改良が必要という問題があったこと、今ひとつは、③N氏の平成13年度の町営試験圃場での自立研修について新規就農者対応委員会が、もう一年独立に向けた最終仕上げ研修を続けるべきという評価があったこと、が延期の理由である。したがって、N氏は平成14年春から独立研修を続けながら、就農地区の土地改良を行い、秋から翌年冬にかけて「新規就農者認定申請」を提出し、農業団体長会議の認定を受ける予定である。

なお、新規就農者に対する国や地方自治体の優遇措置（註3）は従来どおりであるが、新規就農者研修期間中における小平町行政側の単独優遇措置（註4）は、表1に示した研修手当と住宅手当等であり、これは道から支払われる就農研修資金と就農準備資金（註5）とは別途である。そして、2年目の自立研修と3年目の独立研修に必要な生産資材は無料であり、これらの費用は町予算から支出される。

3. 新規就農予定者の見習研修

1) 新規就農予定者の研修指導基盤

北海道におけるこれまでの新規就農予定者の多くは、畜産経営（酪農・肉牛）を目指す傾向が強くみられたが、小平町内においては酪農経営はみられなく、わずかに肉牛生産農家があるのみで、ほとんどの農家は基本的に水田農家であるという地域であり、転作制度が開始されてからようやく施設野菜栽培農家が増えてきたという経緯を辿っている。

したがって、新規就農者が本地域に就農するためには、地域事情からみて水田経営あるいは施設野菜経営として就農する外はない。幸にも、これまで新規就農を目指して来町した者のほとんどが施設野菜経営志向であり、本人の希望と受け入れ側の条件が合致したものの、新規就農者として営農を開始しさらに経営展開していくために、営農

表1 新規就農予定者の就農段取年表

| 1年目：見習研修期間（平成12年度） | 備 考 |
|----------------------|------------------|
| 就農段取り | |
| 新規就農希望調書受理 | 社団法人北海道担い手育成センター |
| 新規就農希望者面接 | 町農業委員会担当者 |
| 新規就農予定者承認登録申請 | 招致特別要綱書式より |
| 新規就農予定者承認登録申請決定通知 | 招致特別要綱書式より |
| 居宅確保 | 町財政課 |
| 研修手当・住宅手当・機械研修手当予算措置 | 町議会 |
| 就農研修先確保 | 新規就農者対応検討委員会 |
| 就農計画書の作成・提出 | 北海道へ |
| 就農計画書の認定 | 北海道から |
| 営農実習支援助成申請 | 招致特別要綱書式より |
| 就農研修開始 | 農家にて |
| 就農研修資金借入 | 北海道へ |
| 機械等研修受講開始 | 農業大学校 |
| 冬期間の就労の場確保 | 新規就農者対応検討委員会 |
| 2年目：自立研修期間（平成13年度） | |
| 研修手当・住宅手当・機械研修手当予算措置 | 町議会 |
| 就農自立研修先確保 | 新規就農者対応検討委員会 |
| 就農自立研修計画作成提出 | 本人 |
| 営農実習支援助成申請 | 招致特別要綱書式より |
| 就農自立研修開始 | 試験圃場設置条例 |
| 新規就農地選定協議開始 | 新規就農者対応検討委員会 |
| 冬期間の就労場確保 | 新規就農者対応検討委員会 |
| 新規就農地・居住地確保 | 新規就農者対応検討委員会 |
| 農地賃貸借等検討開始 | 新規就農者対応検討委員会 |
| 3年目：独立研修期間（平成14年度） | |
| 研修手当・住宅手当・機械研修手当予算措置 | 町議会 |
| 就農独立研修先確保 | 町営試験圃場 |
| 就農独立研修計画作成提出 | 新規就農者対応検討委員会 |
| 営農実習支援助成申請 | 招致特別要綱書式より |
| 就農独立研修開始 | 町営試験圃場 |
| 就農予定地改良実施 | 地区営農集団・生産利用組合 |
| 4年目：独立就農開始（平成15年度） | |
| 新規就農経営自立安定補助金交付 | 町議会 |
| 新規営農開始 | 新規就農者対応検討委員会 |

註：備考欄は新規就農予定者が何らかの形でお世話になる団体である。

資料：小平町新規就農者関係綴より作成（平成12年度）

段階を踏まえた具体的な経営展開像は必ずしも描き切れていなかった。

このような状況を踏まえながら、新規就農者対応委員会事務局は、新規就農予定者に対して本人の営農に関する希望について、とにもかくにも懇切丁寧に面談を実施することによって、正確に把握することが求められる。同時に地域実態と経営形態のあり方について、例えば作物の種類と収益

性、将来性といった基礎的情報を正確に提示するよう努めた。このような状況の中で、N氏が提示した研修作物は、ミニトマト・イチゴをメインにし、スイートコーン・馬鈴薯作についても併せて研修したいということであった。つまり、N氏は将来的に「施設野菜+畑作」という経営形態を描いていることが判明した。したがって、N氏にとってはこれらの作付け構成をとっている農

表2 指導候補者農家平成12年度生産作物構成表 (単位:a)

| 農家番号 | 経営面積 | 水田 | 大豆 | そば | 花卉 | メロン | 馬鈴薯 | スイートコーン | ミニトマト | イチゴ |
|------|------|------|-----|----|----|-----|-----|---------|-------|-----|
| 1 | 1375 | 953 | 256 | 46 | 57 | 21 | | 29 | 5.4 | |
| 2 | 1534 | 1049 | 215 | 52 | 15 | 52 | | 16 | 5.4 | |
| 3 | 883 | 750 | 55 | 24 | | 33 | | | 5.4 | |
| 4 | 824 | 567 | 40 | | | 150 | 26 | 60 | 5.4 | |
| 5 | 712 | 548 | 128 | | | 37 | | | | 8.1 |
| 6 | 1809 | 1432 | | | | 10 | | | | 7.6 |
| 7 | 892 | 633 | 8.5 | | | 40 | | 48 | | 8.1 |
| 8 | 1263 | 841 | 156 | | 25 | 21 | | | | 5.4 |

註：上記作物合計以外の経営面積は地力作物に割り当てられている。

資料：平成12年度転作作物集計表より作成。

家で研修を受けることが妥当であると判断された。

しかしながら、「新規就農者対応委員会」において町内でミニトマト・イチゴを栽培している農家をさっそく検索したが、該当農家は表2に示した8戸に過ぎず、N氏の要求に見合う農家は極めて少ないというのが実態であった。つまり、小平町農家の平均的経営面積は8haであるが、該当農家の規模はこれを上回る比較的大規模経営農家が4戸、平均的規模の経営が4戸と相半ばしているが、いずれもミニトマトとイチゴを同時に栽培する農家がないことが判明した。その理由は小平町は労働力雇用の条件に恵まれておらず、トマト、イチゴの両作物ともに基幹作目である稲作部門と労働競合を起こすからである。さらに3番、5番、6番、8番農家はN氏が要求する馬鈴薯もスイートコーンも栽培していないため、指導農家としての条件を満たさないことになる。

また、4番農家と7番農家については、新規就農者受け入れに対して事前の心理的準備がなかったため、指導農家として依頼することに無理があった。結局、1番と2番農家に選択は限られ、N氏のために地域的にも評価の高い1番農家が選ばれた。このことから、「施設野菜+畑作」の経営形態を目指す新規就農予定者の希望を実現するためには、作物ごとの栽培技術の取得とは別に、自ら地域条件に合った経営組織化を工夫するしかないという結果となった。

2) 新規就農予定者の見習研修

このような状況の中で、N氏は1番農家の指導のもとで平成12年春から就農見習研修を始める

ことになり、N氏に30m×6.4mのミニトマト実験栽培ハウスが提供された。N氏はこの栽培管理作業を指導農家の指示に従って実施しながら、ほかの農作業見習研修も行い、それらについて見習研修実態を把握するために研修日報を作成した。

この日報は、本人自身がすべての研修・見学内容についてその作業内容と感想を記録して、定期的に新規就農者対応委員会事務局に提出され、将来の農家認定の判断材料として保管されるものとなっている。日報記録によれば、N氏は指導農家のすべての作業に参加し、さらに周辺農家特にイチゴや馬鈴薯栽培農家の作業見習研修・見学を実施している。

表3にN氏の研修過程における感想記録の主要部分を示した。これはN氏の初期的な経営管理能力・農作業遂行能力の成長度合を把握するための手がかりに過ぎないが、大筋でおよそ次のように解釈できる。即ち4月の段階において、農作業は実は自分の体調と天候との闘いを要する難しい職業であることを実感しているが、同時に重要な発見として、農作業の計画管理の必要性と作業ごとにコツがある点を認識したことである。これは農業経営における農作業遂行過程の重要なポイントであると思われる。すなわちその自覚から、その作業技術の取得に向けて研修意欲が増進していることを示していると考えられる。

さらに、このことから5月5日と9日さらに6月3日の感想から、各管理作業の実施や管理機械の使用に自信を示しており、とくに6月26日自分が管理しているミニトマトを収穫することから、

表3 新規就農予定者の農家見習研修感想録表

| 日付 | 研 修 感 想 |
|--------|-------------------------------------|
| 4月9日 | 指導農家の指導があるにもかかわらず、農作業が難しいこと |
| 4月10日 | ハウス部材の組み立てが奇妙 |
| 4月12日 | 作物のことを念頭においた作業の計画計算が必要 |
| 4月14日 | ハウス部材の名称を覚えるためにメモが必要 |
| 4月17日 | 畑にまんべんなく肥料播きが難しい |
| 4月19日 | 作業ごとにタイミングがあること |
| 4月22日 | 稲の全自動播種機の性能にびっくり |
| 4月23日 | 体の不調を感じる |
| 4月24日 | 天候不良が続くと作業がしづらくなってくうこと |
| 4月25日 | どんな作業にもコツがあること |
| 5月5日 | 作業回数が繰り返されることによって自分なりのやり方を編み出すこと |
| 5月9日 | 農家によって作業のやり方が微妙に違うこと |
| 5月10日 | 植物の成長の仕方によって作業準備がかなり違うこと |
| 5月11日 | ハウス灌水一人でやれるようになったこと |
| 5月13日 | 作物ごとのハウス準備と作業強度が違うこと |
| 5月16日 | 水田畑の機械肥料播きを覚えた |
| 5月17日 | 植物の性質に合わせてハウスの環境作りが大切 |
| 5月25日 | 稲の田植え機を間近で初めて見る |
| 5月27日 | トラクターの運転になれてきたこと |
| 6月3日 | 反復練習の効果があって、作業実施が早くなったこと |
| 6月5日 | 初めてメロンとミニトマトの病気を発見 |
| 6月10日 | 疲労がなかなか抜けない |
| 6月22日 | ミニトマト農家見学、その育て方にそれぞれ違いがあること |
| 6月26日 | 引き受けた30mハウスのミニトマトを初収穫、欲が出てきた |
| 6月27日 | 病気予防にハウスの湿気対策が難しい |
| 6月28日 | 周辺ハウス農家見学、どれも手間がかかるように感じる |
| 7月6日 | JA 苫前でミニトマト目慣らし会に参加、考えさせられることが多かった |
| 7月8日 | 指導農家のハウス組み立て終了、ハウス組み立てに自信あり |
| 7月13日 | 小平町野菜部会の町外研修に参加、大いに勉強できた |
| 8月11日 | 商品の将来付加価値見込んだトマトジュース作りに参加 |
| 8月17日 | ミニトマト誘引のやり直しによる管理作業の重要性を感じる |
| 8月25日 | 土壌分析結果による追肥管理を覚える |
| 8月29日 | 着果具合を把握しながら追肥管理を行なうことを覚える |
| 8月30日 | 追肥管理による樹勢と着果具合の回復を確認する |
| 9月22日 | 管理機械の修理整備を覚える |
| 9月26日 | 出荷場での農家と情報交換することが大切 |
| 10月4日 | 来年の研修に自信あり、今後の作業切り上げについて勉強すること |
| 10月7日 | 冷え込みが激しいため、霜対策が重要 |
| 10月10日 | 大型機械の使用管理に講習受ける |
| 10月16日 | 中札内村の新規就農者の体験談を聞き、同じ問題で苦労していることがわかる |
| 10月21日 | 越冬のためのハウス解体やビニールの片付けと保管方法を覚える |

資料：小平町平成12年度新規就農予定者研修日報より作成。

研修によって自分なりの自信を得ており、さらにこれを裏付ける重要な感想を10月4日の感想に書くことが出来る。これを通してN氏は、初期的な農作業の実施によって自らの作業遂行能力を十分に体現して、自信を深めていると認められるのである。

4. 新規就農予定者の自立への研修経過

1) 農作業遂行(初年目)

このようにして、N氏は1年目の農家指導による見習研修を終え、2年目の平成13年度からは小平町営試験圃場での自立研修を開始することになった。この研修は農家指導によって得られた農作業遂行管理能力をもって、自分自身の独自の采配でどこまで実践しうるかを確認することにある。具体的には、この段階でN氏は自分の意思によって作成した営農計画を「新規就農者対応委員会」に提示し、それを夫婦二人の労働力で成し遂げることが目標となっている。その営農計画によれば、N氏の作物栽培構成はミニトマトハウス2棟(50m×6.4m×2棟)、イチゴハウス2棟(50m×6.4m×2棟)、スイートコーン50a、馬鈴薯80aという作物栽培構成である。

ミニトマトの品種はキョロル7で、3月中旬から育苗を開始し、5月上旬に定植し、管理作業を経て、収穫は7月上旬から10月下旬までである。イチゴの品種はナツンコで、6月中旬に定植し、管理作業を経て、収穫は9月中旬から始まり11月中旬まで続く。スイートコーンの品種はマーガレットで、定植作業は農協に委託し、数回の防除管理作業の後、収穫は7月下旬から数回に渡って実施する。馬鈴薯の品種は男爵で、5月上旬に播種し、その後数回防除除草管理を行い、9月中旬に数回

に分けて収穫を行なう。

上述の作物の栽培管理はほとんど夫婦二人の労働で実施されるが、生産資材や機械類と土地は町から提供される一方、作物ごとにアドバイザーの指導を受けなければならない。そして試験圃場に対して作業日報と生産資材使用日報を提出しなければならない。

この作業日報から、N氏の作物別月別労働時間を集計したものが表4である。なお、表4に示した労働時間の計算基準は一日8時間の月25日間という計算であるが、実際にN氏夫婦の労働時間は一日8時間以上という日数がほとんどである。このような夫婦労作の結果、8月のスイートコーンと9月の馬鈴薯収穫の際に若干の雇用労働を利用しただけであった。

農作業の遂行管理という観点からいえば、ミニトマトとイチゴの栽培管理作業には極めて大きな重みを置いたものの、ミニトマトの土壌養分検査のタイミングを把握できずミニトマトの着果に影響が出たこと、定植の際に葉に日焼けを起こしたため、その後の生育にも大きな影響を及ぼしたこと、誘引方式に戸惑って収穫作業にも妨害を起こしたことが反省点として挙げられた。さらに生産資材の供給問題として、イチゴ苗の供給が適期を逸し、定植の遅れがイチゴの収穫初期の収量実績に大きな影響を及ぼしたことが指摘される。

スイートコーンに関しては、肥料散布の不均一による生育ムラを起こし、単収水準に影響を及ぼしたと見られる。さらに防除方法の間違いでアブラムシ被害を受け、収穫作業・出荷作業に極めて多くの労働投入を余儀なくされることとなった。馬鈴薯では、防除作業の失敗があつて疫病被害が出たこと、除草作業が追いつかず雑草被害を受け、

表4 新規就農予定者N氏の月別労働時間集計表(単位:時間)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 年間合計 |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| ハウスイチゴ | | 96.5 | 156 | 77.5 | 97.5 | 105.3 | 377.3 | 145 | 1055.1 |
| ミニトマト | 12.5 | 343.5 | 164 | 299.7 | 244.5 | 243.6 | 90 | 33.5 | 1431.3 |
| スイートコーン | 4 | 11 | 40 | 33 | 62 | 136 | 10 | | 296 |
| 馬鈴薯 | 14.5 | 48.5 | 52.5 | 21 | 16 | 296 | | | 448.5 |
| 労働時間合計 | 31 | 499.5 | 412.5 | 431.5 | 420 | 780.9 | 477.3 | 178.5 | 3231.2 |
| 必要労働人数 | 0.2 | 2.5 | 2.1 | 2.2 | 2.1 | 3.9 | 2.4 | 0.9 | 16.2 |

註:必要労働人数は一日8時間労働で、月25日間働いたという前提の計算である。
資料:試験圃場労働日報より集計計算。

表5 平成13年度ミニトマト生産者の単位面積当たり出荷量（単位：kg/10a）

| 生産者番号 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 合計 | 平均 |
|------------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|
| 1 | 593.5 | 1,514.4 | 847.8 | 67.8 | 3,023.5 | 755.9 |
| 3 | 1,365.2 | 1,899.4 | 1,403.9 | 331.8 | 5,000.3 | 1,250.1 |
| 4 | 932.2 | 2,360.7 | 1,298.5 | 410.0 | 5,001.4 | 1,250.4 |
| 平均 | 963.6 | 1,924.8 | 1,183.4 | 269.9 | 4,341.7 | 1,085.5 |
| 新規就農予定者 N氏 | 1,045.4 | 1,236.3 | 939.1 | 270.4 | 3,491.2 | 872.9 |

資料：各農家の月別出荷集計表より作成。

表6 平成13年度イチゴ生産者の単位面積当たり出荷量（単位：パック/10a）

| 生産者番号 | 9月 | 10月 | 11月 | 合計 | 平均 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5 | 1,188 | 1,572 | 733 | 3,493 | 1,164 |
| 6 | 783 | 1,794 | 1,086 | 3,663 | 1,221 |
| 7 | 1,059 | 1,769 | 622 | 3,451 | 1,150 |
| 8 | 2,004 | 1,408 | 333 | 3,745 | 1,248 |
| 平均 | 1,259 | 1,636 | 694 | 3,588 | 1,196 |
| 新規就農予定者 N氏 | 224 | 1,752 | 289 | 2,265 | 755 |

資料：各農家の月別出荷集計表より作成。

収穫直前の雑草払い作業にも労苦を強いられることとなった。

このように、初年度という結果からみれば、N氏の「労働力の適正配分能力」・「農作業の実施計画管理能力」・「農作業遂行実績」は一定の評価が与えられるものの、次年度の独立研修期間においては、上記のような問題を繰り返すことは許されない。

作物ごとの正確な作業技術の取得とその適正な実行が要求されることはもちろんであるが、各作物の各段階における作業の流れを統一的に把握して、とくに作業の前準備すなわち「段取り」の要領を取得しておくことが肝要とみられる。

2) 経営管理（初年目）

ここではN氏の経営管理能力を知る手がかりとして、作付作物の生産性と販売実績を吟味する。まず、単収（10a当り収量）についてであるが、スイートコーンの単収は小平町の平均的単収のおよそ半分の400kgに止まった。これは前述したように肥料ムラとアブラムシ被害が甚大であったことに由来している。馬鈴薯は前述したように防除乱れや雑草被害があったものの、平均単収を630kg上回る2,330kgを記録した。

ミニトマトの単収については、町内4農家の実績と合わせ表5に示した（農家番号は表2の農家

番号と一致している）。3・4番農家の単収が標準的な実績で出荷量はおよそ5tである。N氏の見習研修指導農家でもある1番農家は、労働力雇用の不都合により完璧な収穫が出来なかったという事情があって単収3tという最低水準となっている。この3戸の平均は4.3tである。これに比しN氏の単収は3.5tと、3農家平均の80%、標準的な3・4番農家の70%水準に止まっている。なお、3・4番農家の単収水準は全町の平均単収とはほぼ一致する水準である。

イチゴ単収についても町内4農家の実績と合わせ表6に示した。4戸の平均単収は月別には農家間に変動があるものの、合計平均はおよそ3,600パックでその農家間格差は小さい。N氏の平均単収は10月に限って4農家平均をわずかに上回っているものの、9・11月の平均単収が大きく落ち込み、合計収量は約2,300パックに止まり、4農家平均の65%水準、小平町の平均単収の40%水準である。イチゴ栽培部門はミニトマトとともに経営のメインクロープと位置づけているので、致命的な低収であったといっても過言ではない。

次いで販売実績を表7により検討したい。同表はN氏の経営部門を独立採算単位とみなして擬制的に試算したものである。収入額は販売実績値、支出は生産資材等の物財費、その差額である所得は総額95万円で、うちスイートコーン18%、馬鈴

表7 新規就農予定者の平成13年度販売実績と所得 (単位:円)

| 作物名 | 収入 | 支出 | 所得 | 基準所得 | 所得差額 |
|---------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|
| スイートコーン | 514,654 | 342,791 | 171,863 | 240,000 | -68,137 |
| 馬鈴薯 | 992,231 | 717,814 | 274,417 | 416,000 | -141,583 |
| ミニトマト | 1,470,068 | 1,233,715 | 236,353 | 888,000 | -651,647 |
| イチゴ | 708,500 | 444,339 | 264,161 | 1,200,000 | -935,839 |
| 合計 | 3,685,453 | 2,738,659 | 946,794 | 2,744,000 | -1,797,206 |

資料:小平町営試験圃場収支計算表より作成。

表8 平成13年度イチゴ生産者品種別出荷比較

(単位:パック, %)

| 生産者番号 | 秀 | 優 | 秀+優 | 秀品比率 |
|-----------|------|-----|------|------|
| 5 | 2823 | 6 | 2329 | 99.8 |
| 6 | 2301 | 468 | 2769 | 83.1 |
| 7 | 2430 | 365 | 2795 | 86.9 |
| 8 | 1770 | 110 | 1880 | 94.1 |
| 平均 | 2331 | 237 | 2443 | 95.4 |
| 新規就農予定者N氏 | 683 | 540 | 1223 | 55.8 |

資料:各農家の市場出荷資料より集計作成。

註1)イチゴの出荷品種は秀(1位)と優(2位)に別れ,さらに粒の大きさにあわせてパック詰めされる。そのサイズは16粒,20粒,24粒,30粒,36粒,42粒入りとなっている。

註2)粒入りサイズ別価格順位は30粒,36粒,24粒,20粒,16粒,42粒入りである。

薯29%,ミニトマト25%,イチゴ28%である。基準所得はN氏が小平町の平均単収を確保できたとして仮定しての擬制所得で,総額274万円と試算される。その基準所得に対し実際の所得は35%水準,その差額は180万円にもなり,実現された所得は基準所得に比べ低水準となっている。作物別ではとくにイチゴが基準所得の22%,ミニトマトのそれが27%と,所得確保における位置付けが低くなっている。

このような結果を招いた直接的な要因は,スイートコーンの場合はアブラムシ被害による単収の極端な低下であり,馬鈴薯は基準単収を上回ったものの,質的に,とくに出荷価格の高い食用玉が少なく,澱粉原料用にランクされる低価格玉が多かったためである。ミニトマトとイチゴの場合は,なんとと言っても単収の問題であり,その原因は前述したとおりであるが,ミニトマトの出荷等級(註6)を他の農家と比べた場合にはその間にさほどの有意差は認められなかったが,とくにイチゴの場合には,表8に示されているように,出荷等級の割合に大きな較差がみられた。

すなわち,イチゴの等級は大きく秀(平均価格560円/パック)と優(平均価格371円/パック)(註7)に大別され,その価格差は190円にものぼる。このような価格条件から言えば,できるだけ秀等級を多く出荷する努力をしなければならない。しかしながら表8にみるように,他の農家の秀等級出荷が83-99%にも昇っているのに対し,N氏の総出荷量は56%と40ポイントも低く,総出荷量の半減に加え,この等級間格差が所得水準を大きく悪化させた致命的な原因の一つであるといえる。

このような秀・優というイチゴの等級格付けは,出荷時の色合いと粒揃いが最大の要素となっている。N氏が出荷した大半のイチゴが秀を得られなかった原因は,ハウスの温度管理と湿度管理にあり,どちらか一方のコントロールでも失敗すれば,イチゴ果実表面の光沢がなくなりざらついたものになってしまったためである。温度と湿度の両面同時管理の問題は,1年や2年の経験で解決できるものではないとベテラン農家が言うように,きわめて高いレベルの栽培管理技術問題であり,

表9 試験圃場における新規就農者の研修実績比較

| 作付構成 | 面積 (a) | | 出荷数量 (kg) | | 単収 (kg/10a) | | 小平標準単収 |
|------------------|--------|------|-----------|--------|-------------|--------|--------|
| | H13年 | H14年 | H13年 | H14年 | H13年 | H14年 | |
| ミニトマト | 6 | 6 | 1885.2 | 2030.8 | 3142.0 | 3384.7 | 4500 |
| 加工用イチゴ (ナツコン) | 6 | 6 | 366.9 | 645.3 | 611.5 | 1075.5 | 967 |
| 馬鈴薯 (男爵) | 80 | 30 | 10239.0 | 4150.0 | 1279.9 | 1383.3 | 1700 |
| スイートコーン (マーガレット) | 50 | 50 | 2310.0 | 2390.0 | 462.0 | 478.0 | 800 |
| カボチャ (コフキ) | 0 | 30 | 0.0 | 1690.0 | 0.0 | 563.3 | 1300 |

註1) ミニトマトの品種は平成13年キャロル7で、平成14年はキャロル10である。

註2) 小平標準単収は平成13年の農家平均値である。

この問題はN氏にとって極めて難しい課題として立ちをはだかっているとみられる。

このようにN氏は、経営技術の初歩的段階である総合的な農作業の遂行を経験し、その技術を一応取得しえたとしても、経営の高い収益性の実現に向けて、市場において評価の高い生産物の品質確保技術については、初年度においては実現されなかったとみることができる。

3) 初年目の反省点と2年目の取り組み経過

初年目の経験を通して析出された研修内容の反省点は以下の諸点があげられよう。①一つ一つの技術の正確な習得、②作業のだんとりとその励行、③全作業の流れの取得、④作業の遅れ・失敗後の経営経済的対応策、⑤経営経済的目標の設定・長期的経営目標の設定、⑥市場への見通し・新規作目への目配り、⑦試験圃場、⑧輪作体系・地力維持などへの配慮である。

2年目(平成14年度)は、上記諸点の反省に立って、まず労働力配分の適正化のために作付構成を調整した。馬鈴薯作は機械収穫ではないために、二人の労力では長期間にわたらざるをえなく、他の作物の収穫作業に大きな影響を及ぼす。そこで二人の労力で3-4日間で収穫作業が可能な面積(30a)まで減少させ、その分をカボチャ栽培に振り向けた。今後カボチャ作も導入する計画を立てていたからでもある。

第2点目は、ミニトマトの単収向上による出荷量の増加を狙って、品種をキャロル7からキャロル10へ変更した。キャロル10の単収はそれまでの1.5倍、かつ病虫害に強いなど作りやすいといわれている。さらにそのことから、出荷に至るまでの中でハネ品率が低くなるというメリットを有し

ている。

第3点目は、加工用イチゴ栽培において従来の2棟のうち1棟において高設栽培方式を採用したことである。この方式による投資額はハウス骨格を含む総体で73万円と従来の土耕栽培よりも60万円も多くかかり、とくにハウス骨格を除く資材投資額が高くつきくものであり、投資リスクの高いものとみられてきた。したがって、これまで留萌管内では導入されてこなかった方式であったが、関係機関としては周辺の既存経営に対するデモンストレーション効果も狙ったものといえる。メリットは、管理作業および収穫作業における簡便性・省力化はもちろん、収量・品質向上の上で大きな効果が期待される方式である。他の地域での収穫・出荷実績調査によると(10月2日から16日までの15日間)、土耕栽培による生産量は総体で145kg/10a、そのうちの66.9kgが製品出荷(46%)となったが、高設栽培によれば、総体で155kg/10aの生産量、うち105.9kgが製品出荷(68%)となり、収益性向上に大きくつながらと予想された。

第4点目は、たとえ僅かであっても、すべて栽培作物の単収を昨年より向上させることを目標にして、とくに施設型野菜に関しては、9月下旬以降の収穫・出荷の期間を延長させるための管理作業の強化に留意した。初年目におけるこの時期には入植予定地の整備と住宅環境整備の作業が重なり、栽培管理が手薄となり、結果的に予定していた収量を確保できなかったとみられるからである。表9は、平成13年と14年度の実績を表したものである。2年目は初年目に比べ大きな収量下落はなく、全体的には僅かであるが上昇している。その中で高設栽培方式を1棟取り入れた加工用イチ

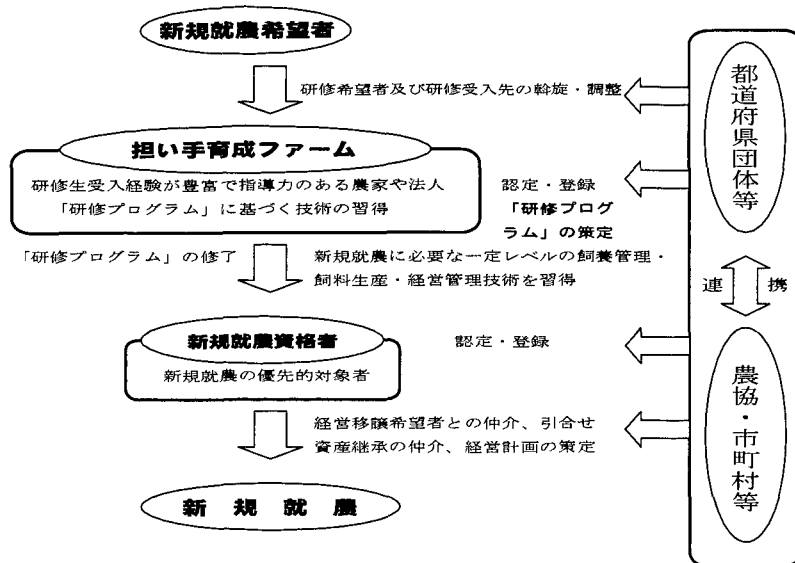


図2 北海道が構想した新規参入者支援システムのフローチャート

資料：「北海道担い手育成ファーム検討会」平成14年3月より

ゴ栽培部門は、初年目にくらべ1.8倍も出荷数量・単収水準が伸びており、革新技術導入効果が顕著に現れたといえよう。

しかしながら、小平町の平均的単収水準に比べると、加工用イチゴを除きまだまだ努力を尽くす必要がある。とくにスイートコンおよび新規に開始したカボチャ栽培は小平町平均的水準のおよそ5割程度である。

2年目の結果について新規就農予定者自身の弁によると、「前年の経験をもとに、労働力に見合った作付構成に変更したつもりであるが、天候に左右されて、結果的に成績は不振であった」、「研修作業と並行して、今年度も就農予定地の整備・管理作業があったため、作物管理に影響がでてしまった」と、いまだに作業の段取りや臨機応変動作における未熟さがあると自省している。

また、作物特性に応じた労働力配分というよりも、個々の作業の労働過密性までもも勘案し、経営全体の作業の流れを時系列的に考慮した作付構成といった緻密な考察が必要となっている。

5. むすび

以上、新規参入者の就農プロセス—就農過程と研修実態—を紹介してきた。事例は研修の初期段階の故に、新規就農者としての定着の姿を確認す

ることは未だできないが、今後の追跡調査によってその本格的営農への定着過程も追求して明らかにしていきたい。

上記の内容からわかるように、新規就農予定者誘致に関する地域（小平町）の対応は極めて迅速なものであり、また就農への研修内容はきめ細かなものであったといえる。それは、平成14年に論議された「北海道担い手育成ファーム検討会」における新規就農予定者への支援システムとして示されたフローチャート（図2）が、奇しくも、既に平成11年に組織された「小平町新規就農予定者支援および対応システム（図1）」の構造ときわめて似通っており、小平町における周到な事前の検討による判断が的確であったことを証明するものである。しかしながら、このような周到な支援システムをもってしても、新規就農予定者が新規就農者として定着していくことが必ずしも容易でないことは、本稿の事例からも察せられると思われる。

本事例においては、就農先に関して農地と住宅をセットで確保し難いこともあって、平成14年度に就農の予定で研修に入ったが、3年目まで研修を続けざるを得なかった。さらに、就農予定地と住宅の整備について、予め自ら整備をする必要もあ

り、研修そのものに没頭しえなかった局面がみられた。このことは本事例における固有の問題であるか否かは不明であるが、新規参入者誘致へのハード的整備のあり方についても検討の余地が残されているといえる。

また、このような小平町の新規参入者誘致への積極的な働きかけはいずれにせよ評価に値するが、それでもなお新規就農予定者の営農能力の成熟期間に関して、初年目の見習研修と2年目の自立研修のみで、新規就農予定者が果たして独立した新規就農者となり得るのかという問題が残っていると思われる。

本事例から言えば、まだまだ作物の単収が極めて低いことと品質向上への創意工夫の余地が残されている。研修の成果としていくばくかの所得を確保できたものの、それで夫婦二人の生活を当面賄うことはできたとしても、さらに借入資金の本格的返却段階までに成熟した営農能力が備えられるか否かの検証がさらに積み重ねられる必要がある。同時に、農業経営技術を習得しうるまで十分な研修期間が不可欠であるならば、新規就農へのプロセスも多岐にわたる階梯の道を探る必要がある。

註

- (註1) 農業後継者会議の委員は小平町のぞみの会、農協青年部、小平町4Hクラブ、農協女性部、農協役員会、小平町農業委員会から推薦された者であり、協議会の主目的は農業後継者の花嫁確保対策だけであった。
- (註2) 本文に指摘する「農業団体長会議」は従来の「農業団体長会議(町長・組合長・農業委員長・土地改良組合長)」とは別のものである。
- (註3) 優遇措置は新規就農者となった場合のことであり、その内容は①農地賃借料の2分の1を5年間補助、②3年間の固定資産税免除、③借入れ農業制度資金利子の2分の1を5年間補助、④1年限りの120万円経営自立安定補助金の支給、⑤居住地の修繕・改築に対する補助、⑥その他町長が認めた場合の助成金である。
- (註4) 単独優遇措置は新規就農者の研修期間中のものであり、年間一人当たり120万円(1世帯240万円)の研修手当を支給し、さらに冬期間の就労確保と町外研修出張手当を支給することとなっている。

(註5) 就農研修資金(15万円*24カ月*2人=720万円)と就農準備資金(200万円*2人=400万円)の合計は1,200万円償還の9年据置で、1経営体当たり300万円の償還免除制度あり。

(註6) ミニトマトの出荷は、2L玉、L玉、M玉、S玉、2S玉の等級に分けて出荷されるが、価格順位はM玉、L玉、2L玉、S玉、2S玉の順である。

(註7) 平均価格は、9月から11月の間の市場出荷価格の平均値である。

参考文献

- [1] 稲本志良編著『新しい担い手・ファームサービス事業体の展開：徳島県の挑戦』農林統計協会、1996年
- [2] 黒河 功「家族経営における経営継承の条件と課題」、『農業経営研究』(日本農業経営学会)第36巻4号、1999年
- [3] 酒井惇一・柳村俊介・伊藤房雄・斎藤和佐著『農業の継承と参入：日本と欧米の経験から』(全集世界の食糧世界の農村5)、農山漁村文化協会、1998年
- [4] 長 憲次『現代アメリカ家族農業経営論』、九州大学出版会、1997年
- [5] 中嶋信・神田建策編『21世紀食料・農業市場の展望』(講座今日の食料・農業市場V)、筑波書房、2001年
- [6] 甫尔加甫「中山間地帯における稲単作農業の展開に関する一考察」、『農業経営研究』(北大農業経営学教室)第25号、1999年
- [7] 甫尔加甫「近年における水田農業経営の展開動向に関する考察」、『農業経営研究』(北大農業経営学教室)第26号、2000年
- [8] 甫尔加甫・黒河 功「新規就農者の就農プロセスに関する事例研究」、『農業経営研究』(北大農業経営学教室)第28号、2002年
- [9] 北海道農政部農業改良課「北海道農業の担い手をめぐる現状と課題」、北海道、1998年
- [10] 北海道農業担い手センター「新規就農(新規参入)に関する調査結果」、北海道、1998年
- [11] 松原茂昌編著『中山間地域農業の支援と政策』、農林統計協会、2001年
- [12] 柳村俊介研究代表「国際的にみた我が国農業の経営継承方式の特質と将来方向」(平成12年度科学研究費補助金研究成果報告書)、2001年